

第61号議案

島根県県税条例等の一部を改正する条例

(島根県県税条例の一部改正)

第1条 島根県県税条例(昭和51年島根県条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則第19項第1号中「平成28年度分」を「次に定める年度以後の年度分」に改め、「条項欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同号ア中「平成15年3月31日」を「平成16年3月31日」に、「もの」を「もの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度」に改め、同号イ中「平成17年3月31日」を「平成18年3月31日」に、「もの」を「もの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度」に改め、同項第2号中「平成26年4月1日から平成27年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「にあっては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車は平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「条項欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項第3号中「平成26年4月1日から平成27年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「にあっては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車は平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「条項欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第47条第1項第1号ア」を「第1項第1号ア」に、「第47条第1項第1号イ」を「第1項第1号イ」に、「第47条第1項第2号ア」を「第1項第2号ア」に、「第47条第1項第2号イ」を「第1項第2号イ」に、「第47条第1項第3号ア(ア)」を「第1項第3号ア(ア)」に、「第47条第1項第3号ア(イ)」を「第1項第3号ア(イ)」に、「第47条第1項第3号イ」を「第1項第3号イ」に、「第47条第1項第4号ア」を「第1項第4号ア」

に、「第47条第1項第4号イ」を「第1項第4号イ」に、「第47条第1項第5号ア(ア)」を「第1項第5号ア(ア)」に、「第47条第1項第5号ア(イ)a」を「第1項第5号ア(イ)a」に、「第47条第1項第5号ア(イ)b」を「第1項第5号ア(イ)b」に、「第47条第1項第5号イ(ア)」を「第1項第5号イ(ア)」に、「第47条第1項第5号イ(イ)a」を「第1項第5号イ(イ)a」に、「第47条第1項第5号イ(イ)b」を「第1項第5号イ(イ)b」に、「第47条第2項第1号」を「第2項第1号」に、「第47条第2項第2号」を「第2項第2号」に改める。

第2条 島根県県税条例の一部を次のように改正する。

附則第19項第1号ア中「平成16年3月31日」を「平成18年3月31日」に改め、同号イ中「平成18年3月31日」を「平成20年3月31日」に改め、同項に次の2号を加える。

(4) 法附則第12条の3第5項に規定する自動車に対する第47条の規定の適用については、当該自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、次の表の条項欄に掲げる同条の規定中同表の通常税率欄に掲げる字句は、それぞれ同表の最大軽減税率欄に掲げる字句とする。

(5) 法附則第12条の3第6項に規定する自動車（前号の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第47条の規定の適用については、当該自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、次の表の条項欄に掲げる同条の規定中同表の通常税率欄に掲げる字句は、それぞれ同表の中間軽減税率欄に掲げる字句とする。

附則第19項の表中「附則第19項第2号」を「附則第19項第2号又は第4号」

に、「附則第19項第3号」を「附則第19項第3号又は第5号」に改める。

(島根県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 島根県県税条例等の一部を改正する条例(平成28年島根県条例第14号)

の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

附則第1項ただし書中「附則第5項及び第6項」を「附則第4項及び第5項」に改め、「、第2条及び附則第4項の規定は平成29年4月1日から」を削り、附則中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定並びに附則第4項及び第5項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の島根県県税条例附則第19項の規定は、平成29年度分の自動車税について適用し、平成28年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の島根県県税条例附則第19項の規定は、平成29年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成28年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(失効等)

4 第2条及び前項の規定は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第 号。以下「改正法」という。)が平成29年3月31日までに公布されないときは、その効力を失う。

5 第2条及び附則第3項の規定は、前項の場合を除き、改正法による改正後の法律の規定の内容が当該規定に対応する第2条の規定による改正後の島根県県税条例の規定の内容と異なることとなるときは、廃止するものとする。